

奈良 ^{つたえ} 傳賞資格審査委員会規則

- (名称)
- 第 1 条 本委員会は、奈良 傳賞資格審査委員会と称する。
- (意義)
- 第 2 条 日本のワイズメンズクラブ創始者である奈良 傳の偉業を記念して、永年にわたり多くのワイズメンより敬愛され、かつワイズメンの鑑とみなされる有為の人材を表彰し、創始者の名を後世に残すものである。
- (目的)
- 第 3 条 前条の意義に沿った人材として、各部、各クラブより推薦された人材の資格を審査のうえ決定する。記念として該当者の働きを記した記念品を贈呈する。
- (位置)
- 第 4 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき常置委員会として設けられる。
- (構成)
- 第 5 条 本委員会は、理事および日本区または西日本区理事経験者 6 名の委員で構成され、理事が委員長となる。
- (任期)
- 第 6 条 理事を除く委員の任期は 1 年とする。ただし、連続して 6 期までの再任を妨げない。なお特別の事情のあるときは、連続 6 期を超える再任を妨げない。
2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。
- (受賞者の資格)
- 第 7 条 会員で、ワイズメンズクラブおよび YMCA での働きが顕著であり、ワイズメンズクラブの会員歴が 30 年以上、満 70 歳以上の者。表彰は毎年 1 名を原則とする。ただし、毎年受賞者を決めるとは限らない。
2. 前項に準ずる会員で資格審査委員会が有資格者と認めた会員
- (受賞者の発表)
- 第 8 条 前条の有資格者より該当と思われる会員を毎年 4 月末日までに資格審査委員会が決定し、西日本区大会において表彰する。
2. 受賞者ならびに配偶者を西日本区大会に招待し、登録費は西日本区が負担する。
- (付則)
- 第 9 条 この規則に定めのない事項は本委員会において協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。
- | | | | | | | | |
|---------------|----|---------------|----|-----------------|----|-----------------|----|
| 2001年 4 月 8 日 | 改正 | 2001年 7 月 1 日 | 施行 | 2003年 6 月 14 日 | 改正 | 2003年 7 月 1 日 | 施行 |
| 2004年 4 月 4 日 | 改正 | 2004年 4 月 5 日 | 施行 | 2005年 11 月 28 日 | 改正 | 2005年 11 月 28 日 | 施行 |
| 2009年 4 月 5 日 | 改正 | 2009年 4 月 6 日 | 施行 | 2014年 6 月 14 日 | 改正 | 2014年 7 月 1 日 | 施行 |
| 2016年 4 月 9 日 | 改正 | 2016年 7 月 1 日 | 施行 | | | | |